

東京ヤクルトスワローズ二軍施設開業イベント
及びプロモーション施策企画運営業務

仕様書

令和8年9月

守 谷 市

1. 業務目的

本業務は、令和 9 年 3 月に守谷市に新たに開業する「Swallows Wings Square」を契機として、守谷市に新たなコンテンツが加わり魅力が増すことを広く発信し、知名度アップ、交流人口・関係人口の創出、市民の機運醸成、およびシビックプライド（市への愛着と誇り）の向上を図ることを目的とする。本業務は、「守谷市のシティプロモーション」を主軸とし、Swallows Wings Square という強力な地域資源を通じて守谷市独自の魅力を市民および TX 沿線地域の方々へ広く周知する。そのため、開業前の約 3 か月間においては、対面型のプレイイベントやワークショップ等は行わず、Web・SNS・広告・グラフィック等の視覚的・情報的施策に特化した「事前プロモーション」を展開し、開業日に向けて段階的に期待感を醸成（ビルドアップ）する。その上で、高まった熱量を「開業記念イベント（対面リアルイベント）」へと確実に誘引・連動させ、開業効果を最大化させるための一括した企画提案・実施運営を行うものである。

2. 業務名称

東京ヤクルトスワローズ二軍施設開業イベント及びプロモーション施策企画運営業務

3. 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 契約上限額

金 19,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、東京ヤクルトスワローズのロゴ、商標、選手・コーチ、OB 等の肖像の使用に伴うロイヤリティや使用料、および出演交渉に関する費用は、本業務の契約上限額には含まれない。これらの費用は守谷市が別途負担、または球団との協議により決定されるものとする。

5. 開業イベント実施場所に関する詳細

(1)基本実施場所は、Swallows Wings Square 敷地内

(2)原則として「サブグラウンド」および外周エリアを想定する。本球場グラウンドの使用は不可とする。他エリアの使用可否については提案内容により優先交渉権者決定後に別途協議とする。詳細な使用可能エリアおよび禁止区域については、資料 1 平面図にて示す。

(3)イベント本体の実施は令和 9 年 3 月中旬の 1 日間とする。設営準備はイベント前日 15 時から可能、撤去作業はイベント当日までとする。イベント開催時間は別途協議の上決定する。

(4)電源、水道等の既存設備については、資料 2 施設設備図を参照のこと。

(5)サブグラウンド使用に関しては次のことに留意すること。

・耐荷重の考慮が必要なほどの重量物（ステージ等）の設置は、人工芝面は不可とす

る。

- ・固定方法は、芝面へ杭や鋤を打ち込むことは禁止、重り等で飛ばないように設置すること。
- ・発電機等は設置不可とする。

(6) 原則として雨天決行とするが、荒天（大雨・暴風・雷等の警報またはそれに準じる気象状況が予想される場合）時は中止とする。中止の判断は、守谷市と受託者で協議の上、安全な実施が困難と判断される場合には開催前日までに決定する。

6. 業務内容

本業務は、以下の各項目に関する企画立案、準備、実施、運営、広報、効果測定および報告までの一連の業務とする。

(1) 開業前事前プロモーション施策（ノンリアル／情報・視覚特化施策）

契約締結日から開業日前日（令和8年12月上旬～令和9年3月）までの約3か月間、継続的かつ戦略的なプロモーションを展開し、市民および外部の関心と期待を高める。なお、期間中は対面型の集客イベント、ワークショップ、市民説明会、学校訪問等のリアルイベント施策は一切行わず、以下の視覚的・情報的施策のみで構成すること。

ア. プロモーション戦略・全体設計の策定

- ① 開業イベント当日（ゴール）を見据え、逆算した約3か月間のトータルコミュニケーション計画の策定。
- ② 守谷市の魅力を伝えるための、統一キービジュアル製作（Web、広告、ポスター等で一貫して使用し、視覚的なインプレッションを高める）。

イ. デジタル・SNS マーケティング

- ① 既存の守谷市公式ウェブサイト内コンテンツ、および守谷市公式 SNS（X, Facebook, Instagram 等）を有効的に活用し、本プロモーションを展開する。東京ヤクルトスワローズと守谷市の関わり、カウントダウン演出、周辺情報やイベント情報などを段階的に公開し、アクセスリピートの獲得と情報拡散を図る。運用にあたっては、受託者は発信する情報の内容、素材（テキスト、画像、動画等）、構成案、掲載スケジュール等を市へ提出し、市の管理・審査を経て掲載・投稿を行うものとする。受託者は、市との緊密な連携のもと、計画的なスケジュール管理を行い、円滑な情報発信を推進すること。
- ② 守谷市の認知度向上およびイベントへのターゲット誘引を狙うデジタル広告（SNS 広告、位置情報広告等）の運用。

ウ. グラフィック・パブリシティ展開

- ① 視覚的効果の高い広報ツール（ポスター、チラシ、バナー等）のデザイン・制作。
- ② 市内主要拠点、守谷駅、公共スペース、デジタルサイネージ等を活用した視覚的プロモーション（街頭ジャック等）の企画・掲出管理。

- ③ 守谷市広報媒体（広報もりや、市公式ウェブサイト、公式 SNS 等）と連動した情報発信。

エ. メディア向け資料作成支援

- ① 守谷市が実施するメディア（地元メディアや専門誌など）への情報提供（プレスリリース）が円滑に進むよう、企画内容に基づいたプレスリリース原稿案や補足資料（写真・動画素材等）の作成支援を行うこと。

オ. 事前プロモーションスケジュール管理

- ① 上記アからエまでの各施策について、実施スケジュールを作成し、守谷市と共有・調整しながら、計画に基づき円滑に進行管理を行うこと。
- ② 各施策の進捗状況を定期的に守谷市へ報告し、必要に応じて適宜調整を図ること。

(2) 開業記念イベントの企画・運營業務（リアル／対面施策）

令和 9 年 3 月中旬に開催予定の開業イベントについて、約 3 か月間の事前プロモーションで獲得した認知と高まった熱量を集約し、守谷市の魅力を体感できる対面型のリアルイベントを企画・実施する。

ア. イベントコンセプト・コンテンツの企画立案

- ① 施設の理念、球団のビジョン、および「守谷市の地域性・魅力」を融合させたイベントコンセプトの提案。
- ② 市民が誇りを感じ、市外からの来訪者が守谷市のファンになるような、独創性・話題性・集客効果の高いコンテンツの具体化。
- ※ 東京ヤクルトスワローズのロゴ、商標、選手・コーチ、OB 等の出演に関する企画提案は歓迎する（ただし、球団との最終調整・利用許諾交渉は守谷市が窓口となる。）

イ. 事前プロモーションとの連動演出

- ① 約 3 か月間の Web・SNS 施策を通じて集積された市民やファンの熱量やコンテンツを最大限に活用し、当日の会場演出、またはステージプログラムに反映・昇華させるなど一括発注ならではの連動性を意識した企画の実施。

ウ. イベント全体のスケジュール管理

- ① 本業務（事前プロモーションから開業イベントの実施、撤去、報告まで）の全体スケジュールを作成し、円滑な進行管理を行うこと。
- ② 各工程における進捗状況を定期的に守谷市へ報告し、必要に応じて適宜調整を図ること。

エ. イベント会場の設営・撤去計画

- ① 会場レイアウト、ステージ、ブース、装飾、案内表示などの計画。
- ② 電源、音響、照明、通信環境等の設備手配、およびイベント終了後の速やかな撤去。

オ. 運営計画の策定・実施

- ① イベント当日の人員配置、役割分担、運営マニュアル、進行台本の作成。
- ② 来場者誘導、受付、案内、問い合わせ対応、出演者・関係者・ボランティア等の

管理。

- ③ 物品販売、飲食ブース等の管理支援、および交通案内、誘導。

カ. 安全対策・危機管理計画の策定・実施

- ① 来場者の安全確保、事故防止対策（警備計画、救護体制、迷子対策等）の策定。
- ② 緊急時の対応計画（災害、急病、不審者対応など）の策定。
- ③ 適切な損害賠償責任保険への加入。

(3) 関係機関との調整業務

本業務の主軸は「守谷市のシティプロモーション」であるため、守谷市各課および関係団体との連携・調整を緊密に行う。なお、ヤクルト本社・球団との調整については、守谷市が窓口となり間を取り持つものとする。受託者がヤクルト本社・球団関係者と直接交渉・調整を行うことは原則として認めない。上記以外の関係機関との調整についても、守谷市が関係性や専門性を有し、調整を円滑に進められると判断される場合には、受託者からの相談に応じ、守谷市が調整役を担うことが可能である。

7. 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を円滑かつ確実に遂行するため、適切な実施体制を整備すること。
- (2) 業務責任者を明確にし、守谷市との連絡窓口を一本化すること。
- (3) 業務の一部を再委託する場合は、守谷市の事前承諾を得ること。再委託先の選定にあたっては、十分な実績と能力を有する事業者を選定すること。

8. 成果物

- (1) 企画書（詳細版）
- (2) 実施計画書
- (3) 制作物・クリエイティブデータ一式（Web バナー、動画、各種デザイン等）
- (4) 実施報告書（メディア露出実績、SNS エンゲージメント分析、Web アクセス解析等の効果測定結果、写真、動画、来場者数、会計報告等含む）
- (5) 運営マニュアル・進行台本
- (6) 安全対策・危機管理・警備計画書
- (7) 各種会議議事録、打合せ記録
- (8) その他、守谷市が求める資料

9. 契約の解除

- (1) 受託者が契約内容を履行しない場合、または業務の履行が著しく不適切であると守谷市が判断した場合、契約を解除することができる。
- (2) 前項により契約を解除した場合、守谷市は受託者に対し損害賠償を請求することができる。

10. その他・留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、守谷市及び関係機関と密接に連携し、その指示に従うこと。
- (2) 本業務の実施において必要となる電気および水道は、現地施設内の既存設備を使用可能。
具体的な位置や利用方法については、別途提供する資料2にて詳細を明記する。
- (3) イベントの中止に関する費用負担は、上記5.(6)に基づきイベントが荒天により中止となった場合、中止決定時点までに発生した準備実費（例：資材調達、人件費、運搬費など守谷市が認める範囲）については、守谷市が負担するものとする。ただし、受託者の責に帰すべき事由による中止の場合はこの限りではない。
- (4) 東京ヤクルトスワローズのロゴ、商標、選手・コーチ、OB等の肖像の利用、出演交渉等については、守谷市が窓口となり、球団との協議・調整を行う。受託者は、球団関係者に対し、これらの事項について直接交渉・調整を行ってはならない。
- (5) 業務遂行上知り得た個人情報及び業務上の機密情報については、守谷市の指示なく第三者に開示または漏洩してはならない。
- (6) 著作権等の知的財産権については、募集要項の定めに従うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、守谷市と受託者で協議の上、決定する。また、守谷市が実施しているまたは計画している連携事業を把握し、これらの事業をより盛り上げる施策や、その実施を妨げないよう配慮すること。